

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項									
＜都市再生・住宅＞									
1	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度検討・結論・措置	国土交通省	「地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和」に対して、都市再生特別地区の運用改善として都市計画運用指針を改正(平成22年9月15日都市・地域整備局長通知)。 ・老朽化したオフィス等の建築物が集中している地区に特徴的な1,000㎡程度の街区において合理的な設計のもと一定の高度利用が可能となるように総合設計の基準を見直し技術的助言を発出した。(建築基準法第59条の2の規定の運用について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言発出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に行っているところ。		○		
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省	「建築基準法の見直しに関する検討会」(平成22年3月～10月)における議論等を踏まえ、平成23年3月25日に建築確認・審査手続き等の合理化を内容とする建築確認手続き等の運用改善(第二弾)をとりまとめて公表したところであり、平成23年5月1日に当該運用改善に係る政省令・告示(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第37号)等)を施行したところ。(政令は平成23年3月30日公布、省令・告示は平成23年4月27日公布)		○		
＜環境・エネルギー＞									
3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省) 国土交通省において、「建築基準法施行令」を改正し、4mを超える太陽光発電設備については、建築基準法の工作物の対象外となった。それに伴い、「電気設備の技術基準の解釈」の関係部分を改正済み(平成23年7月1日改正、平成23年10月1日から適用)。 (国土交通省) 平成23年10月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示を施行し、建築物に該当しない太陽光発電設備については、他法令の規制を受けることをもって建築基準法の規制の対象となる工作物から除いたところ。(政令は平成23年3月30日公布、告示は平成23年9月30日公布)		○		
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省	平成24年3月27日に温泉法における掘削許可の判断基準の考え方をまとめた「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」を策定し、都道府県に通知したことにより措置済みである。(平成24年3月27日環境省自然環境局長通知)		○		

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成24年4月1日時点のものである。

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成23年2月中に結論、その後速やかに措置	経済産業省	電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)を改正。平成23年6月30日公布、施行。これにより、太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力20キロワット未満のもの」から「出力50キロワット未満のもの」に拡大した。また、太陽電池発電設備以外の小規模分散型発電設備についても、平成23年3月14日の改正により、小水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲を、「出力10キロワット未満のもの」から「ダム・堰を有さず出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1立方メートル未満のもの」に拡大した。	< 進んだ取組 > 平成23年3月14日に一定の要件を満たす未利用エネルギーを活用した小型の水力発電設備及び汽力発電設備について電気事業法の規制の見直しを行うため、電気事業法第38条第2項、第43条第1項、第44条第5項、第48条第1項、第50条の2第3項及び第71条第2項の規定に基づき、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)について所要の改正を行った。同日公布・施行。 http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2011/230316-3.html	○		
6	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	①広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	①平成22年度中検討・結論・措置	環境省	自社製品に付随して回収する程度 of 他社製品についても認定の対象とすることとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正内容等を含めて、平成23年3月に「広域認定制度申請の手引き」の改訂を行った。		○	○自社製品に付随して回収する程度 of 他社製品についても認定の対象としたことは評価できる。一方、認定の要件が「申請者が当該製品シェアの太宗(直近3カ年程度に渡り出荷台数ベースでシェアの9割を越えていること)を占め、市中に存在する他社製品の量が軽微なもの」とされたことから、手引き改訂の恩恵にあずかれる企業はほとんど存在しないと思われ、実態を調査すべきである。	・平成23年3月の「広域認定制度申請の手引き」改訂における共同認定の要件緩和について、事業者にはヒアリングを行い、その結果を踏まえて早期に更なる要件見直しを行う。

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
		②使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次第措置を講じる。	②平成22年度中検討開始、平成23年度を目途に結論、結論を得次第措置		環境大臣の諮問(平成23年2月9日)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に設置された小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において平成23年3月31日から検討を開始し、平成24年1月31日に「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について」(第1次答申)が取りまとめられた。これを踏まえて、平成24年3月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案を国会に提出した。		○		
7	国産木材の利用促進(「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論を得た上で、その結論を踏まえて農林物資規格調査会総会の審議に付す。	平成23年度中に学識経験者等による検討の結論・措置	農林水産省	「ハトミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)を受けて、平成22年7月22日から学識経験者等による検討を開始しており、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を受けて、平成23年11月16日に開催された集成材の日本農林規格の改正に係る原案作成委員会において学識経験者等による検討の結論を得た。その結論を踏まえて、集成材の日本農林規格の改正について、農林物資規格調査会総会(平成24年3月21日開催)の審議に付し、議決された。		○		
8	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省	鉄筋コンクリート造と木造の混構造建築物において、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であることが専門家による技術的検討の結果明らかとなった範囲について、構造計算適合性判定の対象外とする告示改正(※)を行ったところ(平成23年5月1日施行)。 ※:建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件(平成23年国土交通省告示第428号)		○		
9	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	環境省	マニフェスト交付等状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、既に全国統一的な様式を定めているところである。しかしながら、自治体によっては、当該事務の実施に当たり独自に条例を制定しているところもあることから、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自治体に対し、法定の統一様式の遵守について、改めて依頼したところ。		○		
10	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度措置	環境省	当該事項については、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条(別表第2)及び第7条の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		○		
11	政令で定める市毎に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	環境省	現在国が示している許可申請書の標準書式の使用について、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自治体に対し、改めて依頼したところ。 また、一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合の許可の合理化については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条第1項の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		○		
12	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度中に軽微変更届出とする。	平成22年度措置	環境省	当該事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の8の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期							
13	電気工作物に係る重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勘案の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直す。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	「送電線の名称変更」、「送電方向の変更」についてもこれまでは届出の対象としていたが、平成22年9月に運用の弾力化を図り届出を不要とした。 なお、電気工作物に係る設置の場所の「区間」、「經由する発電所又は変電所の名称」等に関する更なる見直しについては、電気事業分科会制度環境小委員会にて検討後、電気事業法施行規則を改正(平成23年3月)した。		○			
14	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメータ制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前倒す。	平成23年2月までに検討・結論	経済産業省	平成22年5月より「スマートメーター制度検討会」を立ち上げ、スマートメーター情報の取扱、スマートメーターの普及の観点から10回にわたり議論を行い、平成23年2月に報告書(「スマートメーター制度検討会報告書」)を取りまとめ、スマートメーターの基本要件、導入に向けた課題及び政府や電力会社等における今後の取組等について結論を得た。また、スマートメーターと家庭内機器との通信インターフェースの標準化について、「スマートハウス標準化検討会」において検討を行い、平成24年2月に結論を得た。		○			
15	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成22年度中措置)」とされているところであるが、検討を前倒しし、平成22年度中速やかに措置を行うこととする。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	平成22年12月8日付けで公布・施行済み(「一般高圧ガス保安規制の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程(平成22・11・22原院第2号)」)。		○			
16	保安法令の適用方法	業界から個別の具体的要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	厚生労働省	特定防災区域内における第一種圧力容器であって一定のものに対して労働安全衛生法上の落成検査を省略することとして、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」に係る措置の実施について(平成23年3月30日付け基安発0330第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達)により措置した。		○			
<医療・介護>										
17	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等①	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほか、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省	(外務省) ・平成23年1月より「医療滞在ビザ」の運用を開始した。 ・外国人患者に付添う同伴者にも、必要に応じ同じ条件のビザを発給することとした。 (法務省) 平成22年12月17日、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成22年法務省告示第131号)の一部改正を行い、我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受けようとする外国人患者及びその付添人の活動について新たに規定を設けることにより、在留資格「特定活動」をもって入国・在留することを認めることとした。(平成23年1月1日施行)	(外務省) 当該制度の実施から1年が経過したことを受け、2月に関係省庁とレビューを行った。これまでの問題点を整理し、4月中に制度の見直しを行う。	○			
18	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	薬事の承認審査に係る手続きの見直しについて検討し結論を得た上で、平成22年度中に薬事・食品衛生審議会の規程の必要な改正を行う。	平成22年度中検討・結論・措置	厚生労働省	薬事・食品衛生審議会の分科会と部会の手続きのあり方については、「薬事分科会における確認事項」の改正を平成23年3月25日に行い、部会審議の充実等を図った上で、分科会で審議が必要な品目の一部を報告で良いこととするなど、薬事の承認に関する分科会・部会の審議の対象範囲を見直し、「分科会における確認事項」の改正を行ったところ。		○	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照	

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期							
19	ドクターヘリの運行を請け負う航空事業者に対する消防用無線局及び医療・福祉用無線局に係る規制の見直し	ドクターヘリに搭載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が担保されることを条件として、消防組織以外の者に対しても平成22年度中に消防用無線局の免許を与えることを可能とする。	平成22年度措置	総務省	消防組織以外の者であるドクターヘリの運行を請け負う航空事業者が、消防用無線局の免許の主体となることが可能となるよう、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の改正を行った(平成23年4月27日に施行)。		○			
＜観光振興をはじめとした地域活性化＞										
20	森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組みの整備	路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。	平成22年度結論・平成23年通常国会への法案提出	農林水産省	路網等の設置のために必要な他人の土地について、土地所有者等が不明の場合でも使用権の設定を可能にするよう、「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において措置(平成23年4月22日成立、平成23年7月1日施行)。	都道府県の事業担当者との打ち合わせ等の際に「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)について情報提供を行った。	○			
21	通訳案内士制度の見直し	報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の急増等を受け、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得た上で、できる限り早期に措置する。	平成22年度検討・結論、できるだけ早期に措置	国土交通省	平成23年度は、外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」の着実な実施を図るとともに、通訳案内士に対する専門性を高めるための研修等ガイドの質の向上に関する事業を行い、引き続き訪日外国人旅行者3,000万人時代の実現に向けて通訳案内士制度の充実を図る。		△	○本件について国土交通省は「○」を主張。 ○全国的な措置が必要である。 ○通訳案内士のあり方に関する検討会においても、「全国的な制度のあり方については、総合特区法の運用状況を確認しながら、引き続き検討を行い、できる限り早期に結論を得る。」としている。	・総合特区法を活用した通訳案内士制度の特例については、地域を限ったものであるため、全国的な制度の在り方について、総合特区法の運用状況を確認しながら、引き続き検討を行い、できる限り早期に結論を得る。	

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
＜国を開く経済戦略＞									
22	輸出通関における保税搬入原則の見直し	①貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。 ②保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの変更・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	①平成22年度検討・結論・平成23年通常国会へ法案提出 ②平成22年度検討・結論	財務省	輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えることとする内容を盛り込んだ関税法改正案が、平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より実施している。あわせて、輸出のコンテナ扱いの申出の規定を廃止し、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能とするよう、同年8月10日に「関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)」を改正し、同年10月1日より実施している。 各税関における品目分類の検討結果についてシステムへの登録を充実すること等により、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化等を措置済み(平成23年6月実施)。	実施後の効果及び問題点について注視している。	○		
23	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-7を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)				
24	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-8を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)				
25	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等一医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等一②	・医師の臨床修練制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。 ・看護師の臨床修練制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図ること等について制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。	平成22年度中検討・結論	厚生労働省	臨床修練の許可申請書の添付書類の簡素化や臨床修練の許可に係る審査期間の短縮等を行うため、平成23年2月10日に外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)の改正等を行い、平成23年4月1日から施行したところ。 また、①手続の簡素化や②2年間という年限の弾力化を図るとともに③国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、平成22年度末に厚生労働省としての制度見直しの方針を取りまとめ、結論を得たところである。また平成23年12月に開催された社会保障審議会医療部会において、「医療提供体制の改革に関する意見」が取りまとめられ、その中でも臨床修練制度の見直しを行うべき旨が記載されたところ。厚生労働省としては、今後も広く関係者の御意見を聞きながら、さらに詳細な制度設計を進め、できる限り早期に法案を提出したい。	○得られた結論について、所要の制度設計を行い、早期に措置する必要があるため、引き続きフォローする必要がある。	△	・外国医師等の臨床修練制度の見直しについて、できる限り早期に所要の措置を講ずる。	
							同上	同上	同上
							△		

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
＜保育その他＞									
26	公開買付期間中における自己買付け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第66条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、公開買付代理人等が、公開買付者の特別関係者である場合でも、別途買付禁止の適用除外の対象となる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。		○		
27	完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除	開示会社の完全孫会社の役員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成23年内閣府令第19号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、開示会社の完全孫会社の役員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することとした(平成23年4月6日公布・施行)。		○		
28	発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」(平成6年大蔵省令第95号)を改正し、公開買付届出書の記載事項のうち、公開買付者の有価証券報告書等に記載されている「経理の状況」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。		○		
29	発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成23年内閣府令第28号)」を改正し、公開買付届出書の記載事項のうち、公開買付者・対象者の有価証券報告書等に記載されている「経理の状況」や「最近3年間の損益状況等」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。		○		
30	ストックオプションの開示規制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第96号)により金融商品取引法施行令を改正し、新株予約権証券の取得勧誘・売付け勧誘等が募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数通算について、過去(取得勧誘の場合は6月以内・売付け勧誘の場合は1月以内)に行われた当該新株予約権証券と同種の有価証券に該当する新株予約権証券(ストック・オプション)の取得勧誘・売付け勧誘等の相手方(発行会社の役員・使用人)の人数を通算しないこととした(平成23年4月6日公布・施行)。		○		
31	公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載をする必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一貫性にも配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、プレスリリース等がなされた場合に必ず「その他」欄への記載・訂正届出書の提出が求められるものではなく、応募の是非を判断するために必要と判断される情報や有価証券報告書等に記載されていない重要な事実を知っている場合における当該事実に関する場合に限り、記載・提出すれば足りる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。		○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
32	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の異動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提出事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、 ・公開買付期間中に公開買付者又は対象者が有価証券報告書を提出した場合、訂正届出書の提出が必要であること ・公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合、訂正した公開買付説明書の交付は不要であることを明確化(平成23年4月6日追加)。		○		
33	自動車の保管場所証明申請時における所在図の廃止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合を除き、自動車保管場所証明申請書への所在図(自動車保管場所証明書の交付の申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図)の添付について、平成23年度上半期中に不要とする。	平成23年度上半期措置	警察庁	自動車保管場所証明の申請等を行うに当たり、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一である場合には、申請書等への所在図の添付を省略することができるよう「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」の改正を行った(平成22年国家公安委員会規則第6号、平成22年11月5日公布、平成23年7月19日施行)。		○		
34	自動車保管場所標章の受領方法の見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出頭しなくても自動車保管場所標章を受領できることとするため、申請代理人が自動車保管場所標章を都道府県警察本部で一括して受領することについて、平成22年度中に可能とする。	平成22年度措置	警察庁	都府県警察に対し、「OSSを利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所標章の交付方法について」(平成22年5月21日付け警察庁丁規発第29号・警察庁交通局交通規制課長通達)を发出し、自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出頭しなくても、申請代理人が自動車保管場所標章を都府県警察本部で一括して受領する仕組みとすることを可能とする措置を講じた。		○		
35	交通事故証明書に係る利用者負担の軽減	交通事故証明書の交付に関しては、既に平成22年4月1日に手数料を一割引き下げたところであるが、平成22年度中に更なる利用者の負担軽減を図る。	平成22年度措置	警察庁	利用者の負担軽減措置として、インターネットを利用した申請を拡大するため、HPの利便性向上のための改修(平成22年12月17日措置済)と広報用ポスターの掲示(平成23年1月実施済)を行った。		○		
36	金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表	適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のホームページにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について、早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	金融庁	届出を要せずに適格機関投資家に該当する者についても、金融庁のウェブページで公開することとした(平成23年3月1日より実施)。		○		
37	有価証券届出書等における売出人の住所の記載方法の簡素化	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定することについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令を改正し、売出人が個人である場合、有価証券届出書等に記載すべき売出人の住所については、詳細な記載を求める一方で、有価証券届出書等を公衆縦覧に供する際は、市区町村までの表示とすることとした(平成22年12月28日施行)。		○		

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
38	株式公開に係る有価証券届出書等における記載内容(第三者割当等による取得者の概況)の柔軟化	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、株式公開前に従業員に対して新株予約権が付与され、かつ、その個数が少ない場合における、新規公開時に提出する有価証券届出書の【株式公開情報】【第三者割当等の取得者の概況】の記載については、これらの従業員の人数及び新株予約権の総数のみの記載とすることとした(平成22年12月28日施行)。		○		
39	有価証券報告書等における事業等のリスクの記載時点の見直し	現行、継続開示書類に記載すべき「事業等のリスク」のうち重要事象等については、①有価証券報告書は事業年度末日現在、②四半期報告書・半期報告書は提出日現在の内容を記載しなければならないこととされている。「事業等のリスク」については、できる限り最新の情報を開示することが投資者保護の観点から重要であると考えられることから、対象とする事業年度、会計期間等における状況について開示を求める継続開示書類としての性格、提出会社の事務負担等を踏まえつつ、「事業等のリスク」の記載時点についての継続開示書類における統一的な取扱いについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、四半期報告書・半期報告書に記載すべき「事業等のリスク」の記載時点を、有価証券報告書(事業年度末日)と同様に、提出日現在から「四半期連結会計期間末日」「中間連結会計期間末日」とした(平成22年12月28日施行)。		○		
40	有価証券届出書等における記載上の注意(自己株式の処分)の明確化	平成22年4月1日に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第78号)により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の手取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式における「手取金の使途」に関する記載上の注意の表現の見直しについて、平成22年中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、有価証券届出書等の様式において「新規発行」と表記されている部分(例えば、「手取金の使途」)には、「自己株式の処分」が含まれる旨を明確化した(平成22年12月28日施行)。		○		
41	金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で交付義務の免除について検討し、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	金融庁	「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第48号)において、受益証券発行信託のうち、上場受益証券発行信託について、一定の条件を満たす場合には、信託財産状況報告書の交付義務を免除(平成22年11月19日施行)。		○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項									
<都市再生・住宅>									
1	マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和	マンション建替え円滑化法を活用した建替えには、各戸あたりの最低面積が定められており、戸当たり面積の小さいワンルームマンションの建替えが困難となっている。このため、建替え前の1戸当たり面積が50㎡未満のワンルームマンションに限り、建替え後の最低住宅面積および居室数の条件を緩和し、マンション建替え円滑化法の適用を可能とするよう早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度に措置を講じる。	平成22年度検討・結論・措置	国土交通省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第30号)を公布し、マンション建替組合の設立の認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情の実態に応じて、現行の最低住宅面積を緩和できることとし、また、居室数要件を撤廃した。 (平成23年3月31日公布、平成24年4月1日施行)		○		
2	地下鉄等軌道上の市街地再開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定されている場合についても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について早期に検討し、鉄道事業者との調整等を図った上で、平成23年度中に結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度中に結論	国土交通省	平成22年9月より、鉄道事業者へのヒアリングを実施するなど実態の把握を行うとともに、鉄道事業者等との意見交換を実施した。その結果、各鉄道事業者の意見集約を行うとともに、市街地再開発事業における区分地上権の取扱いについて、どのような方策が最適であるかについて検討を継続することが必要であるとの結論を得た。 平成24年度も、引き続き適切な対応を検討していく予定。		△	○検討の行方をフォローする必要がある。	・都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定されている場合についても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について検討し、鉄道事業者との調整等を図った上で、できる限り早期に結論を得る。
3	地籍調査の積極的推進	土地情報の基礎である地籍調査を積極的に推進するため、民間法人の活用を図るために必要な省令改正や運用通知の発出等を平成22年度中に講じる。	平成22年度中措置	国土交通省	「国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令(平成22年国土交通省令第50号)」を平成22年10月12日に公布し、同日施行した。 その後、「『地籍調査事業(2項委託)実施要領』の制定について(平成24年3月29日国土籍第567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)」を平成24年4月1日から施行し、自治体による地籍調査の一層の促進を図っている。		○		
4	大街区化の推進	震災復興事業等によって一定の基盤が整備されている街区などを対象に、複数の街区に細分化された土地の集約を進めるためのガイドラインを平成22年度中に作成する。	平成22年度措置	国土交通省	地方公共団体、民間都市開発事業者等から意見を募集し、パブリックコメントや有識者検討会を経て、「大街区化ガイドライン(第1版)」(平成23年3月30日付国都市第297号、国住街第192号)を公表した。		○		
5	木造密集市街地における住宅等の建替え	木造密集市街地における建替えには、前面道路幅員が狭いことにより接道条件を満たさない等の課題がある。そのため、敷地が接する道路幅員等に係る建築基準法上の現行の緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地方公共団体宛に周知徹底を図る。	平成22年度措置	国土交通省	敷地の接道条件に係る建築基準法上の緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地方公共団体宛に技術的助言を平成22年11月30日付で発出した。 (密集市街地における建築基準法第42条第3項の規定の活用について(平成22年11月30日住宅局市街地建築課長通知))		○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
＜環境・エネルギー＞									
6	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(港湾又は海岸保全区域における風力発電開発の推進)	港湾又は海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「港湾の利用・保全に著しく影響を与える」判断基準(港湾法)や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、平成23年度早期に措置	国土交通省 農林水産省	(農林水産省、国土交通省) 【海岸保全区域における風力発電開発の推進】 海岸保全区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各都道府県知事に対し「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について(通知)」(平成23年6月30日付け農林水産省農村振興局長、水産庁長官、国土交通省河川局長、港湾局長通知)を发出した。 (国土交通省) 【港湾における風力発電開発の推進】 港湾区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各港湾管理者に対し「港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針の通知について」(平成23年6月30日付け国土交通省港湾局長通知)を发出した。		○		
7	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(事業用電気工作物に係る工事計画届出・審査等の手続の緩和)	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。この規定により500kW以上の太陽光発電設備に関しては工事計画の届出が必要とされているが、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大について、平成22年度中に速やかに安全性の技術的検討を開始する。	平成22年度中に速やかに検討開始	経済産業省	平成22年12月8日に開催した第25回電力安全小委員会において検討を開始し、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大に向けて、安全性についての技術的検討を実施。その結果、2000kW未満までの太陽光発電設備について工事計画届出・使用前安全管理審査等の対象外とする方針を第28回電力安全小委員会(平成24年3月8日開催)に諮り、了承を得たところ。現在省令改正作業中であり、平成24年6月公布・施行予定。	< 残された課題 > 関係省令の改正作業。	△	○省令改正作業の行方を引き続きフォローする必要がある。	
8	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大)	技術進歩を踏まえ、経済対策として再生可能エネルギーへの投資を促進する観点から、小型の水力発電設備(600V以下、かつ、ダムを伴わないもの)について、一般用電気工作物の範囲を、最大使用水量1m ³ /s未満という条件を課した上で、出力10kW未満から出力20kW未満に拡大する。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において関連事項を新たに決定。				
9	住宅・ビル等における省エネ設備・新エネ設備の導入促進	新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、省エネ設備(ヒートポンプ、コージェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に周知する。	平成22年度中検討・結論・措置	国土交通省	(容積率緩和) ・公共団体の許可による容積率の緩和対象として、新エネ、省エネ設備について整理を行うとともに、太陽光パネルの設置された屋外駐車場等が対象となること及び手続きの迅速化について技術的助言を发出した。(建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言发出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に進めているところ。 (高さ算定) ・平成23年3月25日に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4936号)を发出し、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		○		

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成24年4月1日時点のものである。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
10	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電サービスに係る取扱ルールの明確化)	エコカーの普及を促進するため、充電サービスについて、消費者への提供方法(時間単位・電力量単位)等に係る取扱ルートを明確化し、平成22年中に速やかに周知徹底する。	平成22年中に速やかに措置	経済産業省	充電サービスについては、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどの敷地内において行われる場合については、現時点においても電気事業法の対象外と判断される。 なお、当該考え方については、平成22年11月に開催された電気事業分科会制度環境小委員会においても整理済みであり、当該資料をHPIにおいて広く公開している。		○		
11	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電スタンドの設置規制の統一化)	エコカーの普及を促進するため、充電スタンドの設置にあたって、設置場所(床面からの距離確保)及び管理体制(目視監視・監視カメラ設置)等について、地域により取扱いが異なることから、平成23年度中のできるだけ早期に技術面・安全面に関する規制の適用を明確化し、統一的なルールを定める。	平成22年度検討開始、平成23年度中のできるだけ早期に結論・措置	総務省	平成22年度から平成23年度にかけて「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を開催し、平成23年12月22日に検討報告書を取りまとめ、公表した。当該検討報告書の結論を踏まえ、消防危第77号「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(平成24年3月16日消防庁危険物保安室長通知)を各地方公共団体宛てに発出した。		○		
12	発電所のリプレースの際の環境影響評価の迅速化	火力発電所のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、これらの事業のうち環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策の検討に平成22年度中に着手し、平成23年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討開始、平成23年度結論・措置	環境省	火力発電所のリプレースについて、専門家から成る「火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会」において検討し、環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」を平成23年3月に取りまとめた。本技術的提案を基に関係各省との協議を行い、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」として平成24年3月30日に経済産業省原子力安全・保安院及び都道府県、環境影響評価法の政令で定める市に送付した。		○		
13	小型発電機の系統連系に関する規定の見直し	発生した電力を電力会社へ売電する場合、設置する発電設備容量により低圧連系・高圧連系に分けられているが(50kW未満が低圧(200V)、50kW以上は高圧(6.6kV))、設置する発電設備の容量が基準となるため、所内電力消費などにより実際に電力会社配電線へ流れる電力が50kWを下回る場合にも高圧での連系が要求されてしまい、コスト増に繋がっている。したがって、低圧連系できる電力の大きさの緩和、もしくは電力の大きさの基準を設備の容量ではなく、実際に系統に流れる可能性のある最大の電力の大きさを基準とするよう、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討・結論、その後速やかに措置	経済産業省	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の見直しを行うための調査検討委員会を平成22年11月に開催。同委員会における検討に基づき、「ガイドラインの解釈」を平成23年3月に関係者に周知するとともにHPIにて公表している。		○		
14	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の規制の在り方の検討	木質バイオマスを火力発電所等でボイラー燃料として利用する場合の廃棄物処理法に基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じ検討を行う。	平成22年度開始	環境省	※「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)において関連事項を新たに決定。				

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
＜医療・介護＞									
15	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等－医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等①(再掲)	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほかに、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省	(外務省) ・平成23年1月より「医療滞在ビザ」の運用を開始した。 ・外国人患者に付添う同伴者にも、必要に応じ同じ条件のビザを発給することとした。 (法務省) 平成22年12月17日、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)の一部改正を行い、我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受けようとする外国人患者及びその付添人の活動について新たに規定を設けることにより、在留資格「特定活動」をもって入国・在留することを認めることとした。(平成23年1月1日施行)	(外務省) 当該制度の実施から1年間の発給状況に関してレビューを行い、必要な見直しを行っていく。	○		
16	訪問看護ステーションの開業要件の緩和(一人開業の解禁)	訪問看護ステーションが適切にサービス提供を行えるよう、現行のサテライト事業所や特例居宅介護サービス費の仕組み、事業形態の在り方等、看護師等の人員基準を含め、訪問看護ステーションの在り方について平成22年度中に検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	厚生労働省	訪問看護ステーションの開業要件の緩和については、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)において、「病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。＜平成23年度検討・結論＞」とされたところ。	東日本大震災の被災地の状況を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県について、特例措置の実施を認めている。(H24.9.30までの時限措置) 今後、当該措置の実施状況を踏まえて検討する。	△	○重点フォローアップ項目(別紙2参照)	・別紙2参照
＜観光振興をはじめとした地域活性化＞									
17	町家・古民家を活用した宿泊施設に対する旅館業法の規制緩和	町家や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、平成22年度中に検討を開始し、本年特区で措置した事例の検証を行い、平成23年度以降早期に結論を得る。	平成22年度検討・平成23年度以降早期結論	厚生労働省	「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において平成22年12月21日から検討を開始し、営業者や消費者等の意見を聞き、玄関帳場等構造設備基準について検討し、検討会としての意見をとりまとめ、平成24年4月1日付けで省令改正を行ったところ。		○	○町家や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、平成22年度の特区措置に具体的な要件が追加され、平成23年度に全国展開された。追加要件の必要性が不明。	・町家や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、特区から全国に展開するに際し付された追加要件の必要性についてできる限り早期に実態を検証する。
18	農林漁家における「民宿」と「民泊」の区分の明確化	有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民宿開業に伴う旅館業の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。	平成22年度措置	厚生労働省	平成23年2月24日付けで、自治体及び旅館業の全国団体に対して、従来より、名称の如何を問わず客観的にみて宿泊料にあたるものを徴収しない場合は旅館業法の適用対象にはならない旨を再周知している。 ※厚生労働省健衛発0224第1号・健衛発0224第2号(無償で宿泊させる場合の旅館業法の適用について(平成23年2月24日健康局生活衛生課長通知))		○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
19	農業体験時の収穫野菜等調理における食品衛生法の規制緩和	農業体験で収穫した野菜を料理して有償で提供するためには、食品衛生法上の許可を取得する必要があるが、滞在中に提供する食事が全て自炊や農家と共同調理の場合には許可不要として取り扱い、明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	厚生労働省	農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、営業許可は不要であることを明確化し、その旨都道府県等宛に通知(「農林漁業体験時の収穫野菜等の調理における食品衛生法の規制緩和について」平成22年11月15日付け食安監発1115第1号)を発出した。		○		
20	宿泊客への周遊案内及びエコツアー等の事業者による参加者輸送に対する道路運送法上の許可を不要とする範囲の明確化	有償で旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要であるが、宿泊施設が送迎の間に宿泊客を周遊案内する行為及びエコツアーなどの事業者によるエコツアー実施場所までの送迎については、一定の条件の下に道路運送法上の許可を不要とする範囲を明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省	宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送については、一定の条件の下に道路運送法上の許可は不要とする範囲を明確化し、その旨各地方運輸局等宛に通知を発出した。(「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」平成23年3月31日付け国自旅第239号)		○		
21	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-3を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)				
22	施業集約化の推進(森林簿・森林計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業者に対して森林の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年度中に都道府県に助言を行う。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-6を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)				
23	コンテナ型データセンター設置に係る規制の見直し	コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論・措置	国土交通省	平成23年3月25日に「コンテナ型データセンターに係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4933号)を発出し、コンテナ型データセンターについて、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		○		
24	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-4を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)				
25	民間で運営・管理する博物館等の施設におけるけん銃の展示(所持)禁止の見直し	けん銃は、登録を受けていない場合には、原則として公務員が運営・管理する博物館等の施設に限って展示(所持)が認められ、民間で運営・管理する施設においてはこれが禁止されているところ、民間で運営・管理する博物館等の施設においても展示できる範囲・方法等について早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	警察庁	民間で運営・管理する博物館等の施設においてけん銃を展示(所持)することができる範囲・方法について検討した結果、けん銃は危険性が極めて高いものであり原則所持許可の対象とはされていないこと、厳格な銃器規制は我が国の治安の根幹を支えるものであることなどにかんがみ、民間事業者である指定管理者が管理・運営する博物館等の施設においても、国又は地方公共団体が職員を派遣したり嘱託員を置くほか、万々に備えてけん銃の発射機能を失わせる処置を行うなど、危険性を排除しつつ、国や地方公共団体が最終的な管理責任を負う形でなければ展示を認めるべきでないとの結論を得た。 この結論にしたがって、本件の発端である高知県の博物館でのけん銃の展示については所要の措置を講じたところであり(平成22年9月末)、今後、同様の案件についても同様の措置がとられるべきこととし、都道府県警察にもその旨周知した(平成22年12月7日措置)。 以上により、平成22年9月10日閣議決定により措置すべきとされた必要な事項は全て講じたものである。		○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
<国を開く経済戦略>									
26	輸出通関における保税搬入原則の見直し(再掲)	①貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。 ②保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	①平成22年度検討・結論・平成23年通常国会へ法案提出 ②平成22年度検討・結論	財務省	輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えることとする内容を盛り込んだ関税法改正案が、平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より実施している。あわせて、輸出のコンテナ扱いの申出の規定を廃止し、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能とするよう、同年8月10日に「関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)」を改正し、同年10月1日より実施している。 各税関における品目分類の検討結果についてシステムへの登録を充実すること等により、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化等を措置済み(平成23年6月実施)。	実施後の効果及び問題点について注視している。	○		
27	内航機・外航機の取扱いについて	現在、国内線運航便と国際線運航便は、同一の機体であっても内変、外変といった変更手続きが必要であり、この更新手続きに時間がかかるため、効率的な機材活用に支障を来している。したがって、効率的な事業運営のための手続きの簡素化について、平成22年度中に措置を講ずる。	平成22年中措置	財務省	平成22年9月26日に、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のプログラムを変更し、航空機資格変更手続の完全電子化を図り、これにより手続の簡素化・迅速化を措置したことによって、利用者の利便性が向上した。	実施後の効果及び問題点について注視している。	○		
28	国際ビジネスに対応した国及び自治体の行政手続窓口の整備	企業の事業円滑化のため、海外からの対日直接投資の促進も視野に入れつつ、複数の分野又は事業において必要な国及び自治体の行政手続の窓口の一元化(ワンストップ化)及び英語対応の窓口の設置について、平成22年度中に検討を行い、結論を得る。その後速やかに措置を行う。	平成22年度検討・結論、その後速やかに措置	内閣府 経済産業省 その他関係府省	(内閣府、経済産業省) 海外からの対日直接投資促進の観点からは、国及び地方自治体のホームページ、投資相談窓口の英語対応、ワンストップ対応の整備状況について調査を実施したところ、以下のとおり。 ①国の対応状況については、すでにJETROが情報のハブの機能を有し、適切な機関の紹介等に当たっている。また関係府省庁及びJETROに「対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)」が平成15年度に設置され、担当者が常設し、外国企業からの投資に関する相談の受付、情報提供等及びこれらに係る担当課との連絡調整を実施しているため、ワンストップ化の取り組みが進んでいる。平成22年12月に内閣府がフォローアップ調査を行ったところ、平均して年間1000件超の問い合わせを受け付けており、その中には英語での問い合わせも含まれている。 ②地方自治体の対応状況については、各自治体の置かれた状況により程度の差があるものの、外国企業の一次投資の積極的な受入れを図ることが可能な自治体については、情報を一元化した英語版ホームページ等の整備に加え、海外企業向けに特化した相談窓口の設置を既に実施している状況。それ以外の自治体については、外国企業の二次投資の呼び込みを図るために英語版ホームページ等を整備済みであり、自治体によって濃淡はあるものの、英語対応の取り組みは進展している。	(内閣府、経済産業省) 平成23年12月16日に策定された「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」に基づき、引き続きJETROのワンストップサービスの利便性の向上や、総合特区制度等を活用した地方自治体における取組との連携に取り組む。	○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
29	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	①第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとされている、現行の基準でも就業可能な留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度について、平成22年度中に検討し、結論を得る。 ②上述の優遇制度のうち、配偶者の就業・家事使用人の帯同等については、平成22年度中に検討を開始する。	①平成22年度検討・結論 ②平成22年度検討開始	法務省 厚生労働省	(法務省) 高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについて、平成23年末に関係省庁間で結論を得た。これを踏まえ、法務省告示等を平成24年3月30日付けで制定・公布した(平成24年5月7日施行予定)。 (報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00_023.html) (厚生労働省) 高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することについて、当省を含む関係省庁間で結論を得、これを踏まえ、法務省において法務省令及び告示を平成24年3月30日付けで制定・公布したところ。(平成24年5月7日施行予定)(報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00_023.html)		○		
30	特定原産地証明の電子発給の容認を含めた利便性の向上	経済連携協定に基づく原産地証明制度の電子化に関し、経済産業大臣の指定発給機関である日本商工会議所にしか発給及び印刷が認められていない特定原産地証明書の申請者側(輸出業者)での印刷を含めた利便性の向上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省	特定原産地証明書システムの利便性の向上については、原産地証明制度改革検討会において産業界等とも議論を行い、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」を実施することとし、本年3月に、当該事業に必要なシステムを開発・整備したところ。また、経済連携協定の対象国当局に対し、「原産地証明書情報の電子的提供事業」について逐次説明し、合意に至った国との間では、早期の利用開始に向け最終調整中。 なお、同事業及び協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、引き続き更なる利便性向上の方策について検討していく。		△	○検討結果である「原産地証明書情報の電子的提供事業」の実施について、引き続きフォローする必要がある。	
31	認定事業者(AEO)制度の改善	AEO制度について、適正通関を確保しつつ利用者の利便性向上等を図る観点から、ベネフィットの追加を検討する。その際、AEO制度の運用面の簡便性等も踏まえつつ、例えば利用者のコンプライアンスやセキュリティといった点に応じた取扱いについて考慮する。	平成22年度検討・結論	財務省	AEO制度について、AEO事業者のコンプライアンス及びセキュリティ確保の現状を勘案し、以下のベネフィットの追加を実施。 ①輸出通関における保税搬入原則の見直しに伴い、「関税定率法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第7号)を制定(平成23年3月31日公布)し、AEO通関業者、AEO製造者が関与する輸出申告について保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とした(平成23年10月1日施行)。 ②「関税法基本通達等の一部を改正する通達」(平成23年6月30日財関第746号)を制定し、以下のベネフィットを追加。 ・AEO事業者の役員変更届がAEO担当部門に提出されている場合には、同一税関の保税担当部門への提出を省略可能とした。 ・AEO倉庫業者がAEO蔵置場において保存することとなっている帳簿の保存期間を5年間から1年間に短縮した。 ・AEO事業者の内部体制等に関する要件をより具体化・明確化し、利用者の利便性向上等を図った。 ・特例輸出貨物について、輸出許可後にシステムを使用して許可数量等を変更する場合に、あらかじめ税関へ申し出ることを不要とした。 ③「AEO制度に係るシンボルマーク使用規程について」(平成23年7月11日財関第792号)を制定し、AEO制度の普及を目的とし、利用者の貨物のセキュリティ確保とコンプライアンスの啓発を図るAEO制度に係るシンボルマークをAEO事業者も使用可能とする形で制定した。	実施後の効果及び問題点について注視している。	○		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期							
32	日本国領海における外国籍船の荷役待機の為の停留等の取扱いについて	物流の効率化などの観点から、既に、船社等からの要望を踏まえ、当該外国船舶に不審な点が認められないこと、航行安全上の問題が生じないこと等が確認できた場合には、領海内で外国船舶が荷役待機の為に停留等を伴う航行ができることとしているところであるが、今後更なる要望等を受けた場合には、その方策について早期に検討し、平成22年度中に結論を出すこととする。	平成22年度検討・結論	国土交通省	個別具体的な要望は受けていない。		○			
33	専門学校を卒業した留学生が就労可能な在留資格を申請する際の要件の緩和	留学生の就職支援のため、専門学校を卒業した留学生が単純出国してしまった場合でも、既に取得している「専門士」の資格をもって就労可能な在留資格を申請することについて、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	法務省	平成23年7月1日、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成23年法務省令第22号)等により、専門学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された外国人が、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等で上陸許可を受けることができることとした。(平成23年7月1日施行)		○			
34	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-9を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)					
<保育その他>										
35	電波の有効利用のための制度の見直し	(1)割り当て済みの電波について、より必要性の高い用途に利用できるよう、既存の利用者を他の周波数へ速やかに移行させ、迅速かつ円滑に周波数を再編するための方策について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。 (2)再編に要するコストについて、再編後の周波数を新たに利用する者が、市場原理を活用して負担する等、オークション制度の考え方も取り入れた措置について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	総務省	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の取りまとめ等を踏まえて平成22年12月に決定した「光の道」構想に関する基本方針」に基づき、周波数の再編を迅速に行うことを可能とすること等を内容とする、電波法の一部を改正する法律案を第177回国会に提出し、平成23年5月に成立した(平成23年8月31日に施行)。		○			
36	行政データベースの民間における利用・活用	統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省	各省会議の開催、有識者や民間企業からの意見聴取、諸外国の状況の把握などにより検討を行った結果、調査票情報を中心とする事業所母集団データベースの民間利用には多くの懸念があるとの方向。他方、「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定)において、法人番号とともに、名称・所在地といった法人の情報が広く一般に公開され、官民を問わず利活用されることが決定された。		△	○利活用の行方をフォローする必要がある。		
37	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大	公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。	平成22年度検討開始	総務省 内閣官房	(総務省、内閣官房) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(平成24年2月14日閣議決定)において、民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大するための措置を講じている。		△	○法律施行までフォローする必要がある。		

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期						
38	企業の戦略的な事業再編の促進に資する企業結合規制(審査手続及び審査基準)の見直し	現在の企業結合規制(審査手続及び審査基準)について、企業が国際競争力を向上させるために戦略的な事業再編を機動的に行うことができるよう、グローバル市場の動向も踏まえつつ、平成22年8月に行った検証結果を踏まえ、早期に見直しを行い、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度措置	公正取引委員会	平成22年8月に行った検証結果等を踏まえ、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を一層高めるとともに、国際的整合性の向上を図る観点から、審査手続及び審査基準の見直しを行い、平成23年3月4日に見直しの原案を公表し、パブリックコメント手続に付した。その後、同年6月14日に企業結合計画の届出に係る公正取引委員会規則や企業結合ガイドラインの改正等の成案を公表し、同年7月1日から新制度に移行した。(実施済み)	企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、企業結合審査を適切に行っている。	○		
39	安心こども基金を活用した幼保一体化に向けた規制改革の推進	子ども・子育て新システムの基盤整備として、幼保一体化に向け、安心こども基金における認定こども園の補助要件について以下のとおり緩和を進める。 ① 認定こども園整備事業費補助について、基金の期間中に幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。 ② 認定こども園事業費補助について、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。	平成22年度検討・結論	厚生労働省 文部科学省	(文部科学省、厚生労働省) ①認定こども園整備事業費補助要件については、幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、対象児童における1歳以上の全年齢の子どもを受け入れる場合も補助対象とし、平成23年1月17日に年齢要件の緩和を行った。 ②認定こども園事業費補助要件については、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の対象児童における1歳以上の全年齢の子どもを受け入れる場合も補助対象とし、平成23年1月17日に年齢要件の緩和を行った。 (「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(第六次改正、平成23年1月17日22文科初第1354号・雇児発0117第1号 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))		○		
40	家庭的保育事業(保育ママ)の連携先機関の拡大	家庭的保育事業(保育ママ)については、現在、連携機関として認可保育所又は児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設を確保することが求められているが、家庭的保育事業の普及促進を図るため、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認めることとする。具体的な条件については、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中結論	厚生労働省 文部科学省	(文部科学省、厚生労働省) 平成22年11月12日に保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部改正を行い、家庭的保育事業の連携機関として、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認め国庫補助の対象とすることとした。		○		
41	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年度中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年度中措置	厚生労働省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-1を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)				
42	ホワイトスペース活用の実現について	いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のこと)活用の実現に向けて、平成22年度に「ホワイトスペース特区」などにおいて地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、平成23年度に環境整備を行う。	平成22年度検討開始、平成23年度措置	総務省	平成22年度からホワイトスペース特区において、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを進め、ホワイトスペース活用の環境整備に向けて無線設備の技術的条件や周波数共用条件について検討を実施した。これら結果等を踏まえ、エリア放送については、パブリックコメント等を経て、平成23年度に制度整備(放送法施行規則等の改正)を行った(平成24年3月30日公布、平成24年4月2日施行)。		○		
43	保険会社が海外不動産投資等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討	海外不動産投資を含む投資を行う保険会社の従属業務子会社の要件緩和につき、「議決権の総額の保有」に代わる基準の検討を行い、結論を得た上で平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年検討・結論・措置	金融庁	現行の基準(議決権の総額保有)を満たさない場合であっても、「資金調達額の50%以上が保険会社及びその100%子会社により供給されている」場合には、従属業務子会社として認めることを内容とする告示改正を実施。(平成22年12月28日金融庁告示第136号。同日適用。)		○		
44	銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁	銀行の投資専門子会社による、ベンチャービジネス会社及び事業再生途上の一般事業会社への資金供給の方法に劣後ローンによる資金供給も認めることにより、ベンチャー企業の育成、企業再生等を通じ、経済活性化を図るため、平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年措置	金融庁	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第57号)において、銀行等の投資専門子会社による資金供給の方法について劣後ローンを含む資金の貸付けを追加(平成23年1月4日施行)。		○		